7 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

1 開催日時

平成30年7月18日(水) 15:30~16:10

2 出席者

委 員 永田 政信

渡邊 敬

佐古 順子

村川 一恵

嶋崎 真英

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(小学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 江浪 俊彦 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事 (新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課長 大野 安生 教育総務課課長補佐 山﨑 喜一郎

3 議事

《議案》

第13号議案 大村市教育関係表彰規則の一部改正について

《協議・報告事項》

長崎県学力調査の結果について

4 議事録

	ただ今から平成30年7月教育委員会定例会を開催しま
	たたうかり予成30年1月教育安貞云だ例云を開催します。
教育長	本日の会議は定足数に達しております。
	議事日程1、前回会議録の承認を議題とします。原案のと
	おり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	はい、ご異議ありませんので、承認することとします。
	議事日程2、教育長報告ですが、特別ございません。
2.13.20	各委員から何か報告があれば、お願いいたします。
	よろしいでしょうか。
教育長	それでは、次に議事日程3、第13号議案を議題としま
1X F X	す。事務局の説明を求めます。
	第13号議案でございます。本日お配りさせていただいて
	いる資料をご覧ください。大村市教育関係表彰規則の一部改
	正について、教育委員会の審議を求めるものでございます。
	具体的な改正内容については、第13号議案の3枚目をご覧
	ください。新旧対照表を付けております。網掛け部分が修正
	箇所となっております。第6条、内申の方法についてです
	が、これまで教育委員会各課長及び学校長が内申を毎年9月
	末までにしなければならないと規定しておりましたが、幼稚
	園に関しましては、こども未来部こども政策課が所管をして
教育総務課	いることから、内申者として幼稚園長、及びこども未来部こ
長	ども政策課長を加え、内申については、することができると
	いうことに改めます。また、第2項で内申の期限をこれまで
	9月末までとしておりましたが、実質的に8月に行っている
	ことから、内申の時期を8月末までに改めています。その次
	の4枚目、5枚目につきましては、様式の改正でございま
	す。様式内の学校長という表記だったものを学校長、園長と
	いう表記に替え、学校という表記だったのを学校、園という
	ことに改正をするものでございます。なお、この規則は公布
	の日から施行することとしています。ご審議のほどよろしく
	お願いいたします。
	ただいま第13号議案について、説明がありましたけど
教育長	も、質問等ございませんか。
	幼稚園の場合は、こども政策課にシフトしてますので、規
教育長	則改正ということでございます。ちょっと変則なんですけ
	ど、幼稚園教諭については文科省なんですけども、管轄は市
	の場合には、こども政策課に移っています。そういうところ
	で、規則の改正ということでございます。
	- ほかにございましたら、お願いします。
	幼稚園教諭の指導については、そのままうちの方で行って
教育長	幼稚園教師の指導に与いては、そのまますらの力で11つで いるわけですね。
	おうわりですね。 指導につきましては、学校教育課の方で行っております。
長	以上でございます。

教育長	主管課が。
学校教育課	こども政策課です。
長	
教育長	よろしいでしょうか。それでは、質疑を終結します。
	ご意見はございませんか。
教育長	ご意見がなければ、採決します。第13号議案について、
	よろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	第13号議案について、原案のとおり決定することにいた
	します。よろしくお願いいたします。

◎自由討論

熱中症対策について、村川委員から意見が述べられた。

大雨時の避難に関する学校の対応について、教育長から意見が述べられた。

◎協議報告事項

長崎県学力調査の結果について、学校教育課長から報告があった。

中学校給食センターの開所式の日程について、小学校給食センター所長から報告があった。

○次回の定例教育委員会開催の確認

8月定例教育委員会 8月8日(水) 13時30分から

教育長	これをもちまして平成30年7月教育委員会定例会を終了します。14:10
	ます。14:10